

川越市公園照明灯 L E D 化整備事業 業務仕様書

令和 8 年 1 0 月
川越市

目次

1	業務概要	1
2	業務対象	1
3	業務内容	1
4	E S C O設備に関する事項	5
5	事業実施に関する事項	5
表 1	公園照明灯内訳	6
表 2	予想されるリスクと責任分担	9

本仕様書は、川越市（以下「本市」という。）が、発注する川越市公園照明灯ＬＥＤ化整備事業（以下「本事業」という。）を実施するために、事業者が当該業務を履行するために必要な事項を示したものである。

1 業務概要

（１）川越市公園照明灯ＬＥＤ化整備事業

（２）事業期間：契約締結日から令和２１年３月３１日まで

ＥＳＣＯサービス期間：１０年（令和１１年４月１日から令和２１年３月３１日）

2 業務対象

（１）ＥＳＣＯ部

本事業の対象は、本市が管理する公園照明灯とする。なお、内訳は表１のとおりとする。

ア ＬＥＤ更新対象：６００灯（公園内にあるトイレや管理事務所内の照明灯を除く）

イ 維持管理対象：７９７灯（公園内にあるトイレや管理事務所内の照明灯及び太陽灯を除く）

（２）設備更新部

本事業では、劣化が進んでいる照明柱も併せて更新を行う。詳細については、別紙「公園照明灯一覧表」のとおりとする。なお、下記の数量について本市が予定している数量であるため、数量の増減が発生した際には本市と協議することとする。

ウ 公園照明柱対象：１２０基

3 業務内容

事業者は、現在の設置状況を踏まえ、本市と合意した内容で国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成１９年法律第５６号）第５条第２項第３号に規定する省エネルギー改修事業（以下「ＥＳＣＯ事業」という。）として、自らが行った提案（以下「ＥＳＣＯ提案」という。）を基に契約を締結する。本事業期間内においては、事業の目的達成のため整備するＬＥＤ公園照明灯（以下「ＥＳＣＯ設備」という。）及び本市が指定する既存のＬＥＤ照明灯（ＥＳＣＯ設備を含め、以下「維持管理対象設備」という。）を善良な管理者の注意義務をもって、以下の各種サービス（以下「ＥＳＣＯサービス」という。）を提供する。

（１）現地調査（対象：維持管理対象設備）

ア 所在地、柱の形状、管理番号など施工及び維持管理上必要となる各種情報の調査を行う。

イ 灯具の種類、ワット数、ランプの種類、電圧、引込方法（単独、分電盤）、アダプターの有無、点灯時間の調査を行う。

ウ 灯具以外の灯柱等及び本市が指定する付帯設備について、劣化状況の調査を行う。また、老朽化が著しく、危険性が高いものについては、本市へ報告のうえ、対応について協議する。

（２）電力契約の照合・電力契約申込（対象：維持管理対象設備）

ア 電力会社と緊密に連携し、公園照明灯に関する電力契約の調査照合及び現地調査結果の突合を行う。

- イ 電力契約と公園照明灯との数量相違の把握・整合（公園照明灯があつて電力契約のないもの、電力契約があつて公園照明灯がないものを選別し、電力会社及び本市と緊密な協議を行い、両者の整合を図る。）を行う。
 - ウ LED化に伴う契約変更の申込及び現地調査で把握した契約相違に関わる新設又は減設の申込を行う。
 - エ 突合調査結果及び新設又は減設申込完了報告書を提出する。
- (3) 管理システムの構築・更新（対象：維持管理対象設備）
- ア 本市が利用している地図情報システム（以下、「GIS」という。）への更新を前提として、世界測地系データに基づくデジタルマップに、現地調査や電力契約の照合の結果を反映させたうえで、維持管理対象設備の把握、管理及びデータの更新が容易に可能な管理システム及び台帳の整備を行う。
 - イ 本事業期間中に本市が行う公園照明灯及び照明柱の更新や新設、移設及び撤去などに関するデータの定期的な更新及び毎年度データの納品を行う。
 - ウ 管理項目については、以下のとおりとし、事業者の提案等により管理項目を追加する場合は、本市と協議のうえ、決定する。
 - (ア) 管理番号
 - (イ) 位置情報
 - (ウ) 設備概要（灯具種別、メーカー、型番、ワット数、電圧、灯柱形状等）
 - (エ) 電柱番号（共架電柱及び東京電力引込柱番号）
 - (オ) 電力契約情報（契約名義、お客様番号、契約種別、契約容量、契約灯数等）
 - (カ) 修繕及び移設等記録（作業年月日、作業内容等）
 - (キ) 写真
- (4) 管理プレートの設置（対象：維持管理対象設備）
- ア 維持管理対象設備の管理番号を照明灯ごとに新たに割り当て管理プレートを設置する。
 - イ 設置場所は、利用者等から視認しやすい場所に設置する。
 - ウ 紫外線などの耐候性能を有しているものとする。
 - エ 管理者の名称、連絡先、管理番号及び設置年月日を表示することとし、その他表示内容については、本市と協議のうえ、決定する。
 - オ 本事業期間中において、本市が新設及び、開発行為等により本市以外のものが設置し、本市に移管される公園照明灯についても、管理プレートを設置すること。なお、新設及び移管される公園照明灯は、70灯を、提案時においては見込むこと。
- (5) 計画・施工及び施工監理（対象：ESCO設備・設備更新部）
- ア 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、現地調査及び電力契約照合結果に基づき、施工計画を策定し、施工・施工監理を行う。
 - イ 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、本事業のメリットを最大限に享受できる施工計画を策定し、施工・施工監理を行う。
 - ウ 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、近隣住民や利用者の安全を十分配慮した施工計画を策定し、施工・施工監理を行う。

- エ 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、作業者の安全と作業負担に十分配慮した施工計画を策定し、施工・施工監理を行う。
- オ 企画提案書に基づき、施工計画書を速やかに策定し本市に示し、本市と調整し協議のうえ、施工に着手すること。また、完了時には、施工完了報告書を提出する。
- カ 事業者は、改修工事が完了したESCO設備について、安全性及び正常な点灯を確認したうえで、原則として順次点灯させるものとする。なお、当該点灯は契約書に定める部分使用として行うものとし、具体的な実施方法及び確認手続については、本市と協議のうえ、定めることとする。
- キ 事業者は、施工に関して、自己の負担で保険に加入する。
- (6) 公園照明灯の撤去・リサイクル及び廃棄処分（対象：ESCO設備・設備更新部）
- ア 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、リサイクルや廃棄処分に関する施工計画を策定する。
- イ 撤去した設備（灯具、電球、安定器、その他部品等）については、環境保護の観点から、原則リサイクルし、撤去した設備は項目ごとにリサイクルの具体的な方法について報告する。
- (7) 維持管理（無償修繕等）・保証・点検（対象：維持管理対象設備）
- ア 事業者は、維持管理対象設備について本市又は市民等からの修繕連絡を受けた場合は、該当設備を調査し、修繕等を行う。
- イ 事業者は、維持管理している公園照明灯に不点灯があった場合には、管理区分の如何を問わず、その理由の原因究明を行い市に報告すること。
- ウ 事業者は公園照明灯について定期的に点検（点灯状況、破損状況など）を実施し、その点検結果は速やかに市に報告すること。ただし、スマートライト等のシステムを導入し、点灯状況等を定期的に確認できる場合は、当該システムの導入をもって定期点検に代えることができる。
- エ 事業期間中に本市が新設及び本市に移管される公園照明灯についても、GISにデータを反映し、維持管理を行う。なお、新設及び移管される公園照明灯数の見込みは、「(4)管理プレートの設置（対象：維持管理対象設備） オ」と同様とする。
- オ 事業者は、維持管理対象設備に関する本市からの新設・撤去・移設等の連絡に基づき、GISデータを更新する。なお、ア、エについても同様とする。
- カ 事業者は、本市又は市民等からの維持管理対象設備の修繕等に関する連絡受付のためのコールセンターを設置する。コールセンターの受付は、平日の午前8時30分から午後5時15分とする。
- キ 事業者は、修繕等の依頼を受け付けた日から起算し原則5営業日以内に修繕を行う。なお、やむを得ない事情により期間中に修繕が行えない場合には、日程等について本市と協議のうえ、決定する。
- ク キの修繕等に要する費用負担は、次のとおりとする。
- (ア) 事業者が費用負担する場合
- a 維持管理対象設備の不具合や更新時の施工不良による故障
 - b 本事業期間中の事業者による施工不良による故障又は破損

- c 火災、落雷、破損、盗難、雪害、風害、いたずら・破壊行為、台風等による洪水・高潮・土砂崩れ等の水害、車両の接触・衝突、電氣的・機械的事故など、偶然、外来、かつ急激な事故によって生じた損害

(イ) 本市が費用負担する場合

- a 清掃、近接樹木の伐採、除雪など本市又は本市の依頼による作業者の責による損害
- b 地震、噴火による損害
- c 戦争、暴動、変乱による損害
- d その他、上記（ア）以外で、事業者の責によらない損害

ケ 修繕について、緊急的な初期応動が必要な場合（公園照明灯が道を塞いでいる等）は、速やかに本市へ報告するとともに、応急的な対応を実施するものとし、その際に生じる費用は、リスク分担表（別表2）により負担する。

コ 事業者は、本市が市民等から受けた要望（まぶしい、暗い等）について、遮光板又はルーバー等の設置、灯具の変更等の対応を行う。対応期間は、最低1年間以上とする。

サ 事業者は、維持管理対象設備について、自己の負担で保険に加入することができる。

シ 企画提案書に基づき、維持管理計画書を速やかに本市に示し、本市と調整のうえ、維持管理を行うこと。また、維持管理対象設備の修繕実施結果及び維持管理状況を定期的に本市へ報告する。本市は、維持管理が計画どおりに行われていないなど不十分に認められる場合は、事業者に対して必要な措置を命じることができる。

(8) ベースラインの設定及び省エネルギー効果の計測・検証・保証（対象：維持管理対象設備）

ア ベースラインについては、募集要項に示す年間点灯時間及び電気料金単価を用い、改修前の照明設備の消費電力等に基づき算定するものとする。なお、事業期間中に事業対象の増減等により変動することがあるため、最終的なベースラインについては、本市と協議のうえ、「維持管理計画書」で定めることとする。

イ 事業者は、ESCO提案により示した削減保証額が確実に守られていることを証明するための適切な検証方法を本市に提示し、ESCOサービス期間中において、削減効果の検証を行う。

ウ 事業者は、イの検証結果及び修理・交換等の記録を毎年度3月末に本市へ報告し、本市の確認を受けること。

エ 検証の結果、契約どおりに電気料金が削減できず、削減保証額に届かなかった場合は、その差額を事業者が補償する。

(9) 市内業者の活用

事業者は、ESCO設備の設置工事、その他維持管理作業において、可能な限り市内の電気事業者を活用することとし、地域への経済波及効果に資するよう十分に配慮することとする。

(10) その他

本業務における維持管理対象設備の管理対象範囲は、安定器から灯具まで(分電盤・埋設配線等を除く)とする。詳細については、現地調査後に本市の協議のうえ、「維持管理計画書」で定めることとする。

4 E S C O設備に関する事項

(1) 公園照明灯の仕様

- ア 使用するL E D照明器具については、電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）など関連するJ I S規格等に適合又は準拠していること。
- イ IS09001 及び IS014001 を取得している日本国内メーカーの製品とし、海外メーカーのO E M製品の使用は認めない。
- ウ 製品に型式・ロットナンバーが明記され、製品の管理がされていること。
- エ フリッカーが発生しないこと又はフリッカー対策をしていること。
- オ 入力電圧は、1 0 0 V又は2 0 0 Vに対応できること。
- カ 防塵・防水性能は、I P 2 3以上とすること。
- キ 定格寿命は、6 0, 0 0 0時間（光束維持率8 0 %未満になった時）以上とすること。
- ク 市民等からの要望に対応するため、遮光板又はルーバー等を灯具に取り付けることが可能な構造であること。
- ケ 既設公園照明灯に遮光機能（遮光板又はルーバー等）が備わっている箇所は、同等の機能を有するものとする。ただし、設置状況により不要とされるものがある場合は、本市と協議のうえ、決定する。
- コ L E Dモジュール制御装置が器具内又はポール内に収納できる構造であること。
- サ 景観や近隣の住環境等に、特に配慮すべき事由がある場合においては、L E Dランプの仕様について、別途検討し、本市と協議のうえ、決定すること。
- シ L E D灯具の光色は、昼白色・電球色に対応できること。また、L E D灯具の本体色は、ダークブラウン系もしくはグレー系を基本とすること。ただし、地域性や既存設備の状況に応じ、配色については市と協議のうえ、決定をすること。
- ス 灯具交換を基本とするが、デザイン灯など特殊形状の場合は、本市と協議のうえ、決定すること。L E D電球を交換する場合の性能等については、定格寿命4 0, 0 0 0時間（光束維持率8 0 %未満になった時）以上とする。
- セ 既存公園照明灯と同等程度の照度を確保すること。ただし、現場状況などによって、変更する場合は、本市と協議のうえ、決定すること。
- ソ 既設ポールに取り付けが可能であること。

(2) 照明柱の仕様

- ア 照明柱の更新においては、原則、既設照明柱の基礎等を再利用し、あと施工アンカー等で施工するものとする。また、地際部には、コンクリートによる根巻きを施すものとする。
- イ 照明柱はベースプレート式、高さはG L 5 m、溶融亜鉛メッキ指定色仕上げとする。
- ウ 照明柱は、JIL1003「照明用ポール強度計算基準」による強度を有するものとする。

5 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

- ア 事業者は、募集要項、配付資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。

イ 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両方で誠意をもって協議すること。

(2) 事業期間中の事業者と本市の関わり

本業務は、事業者の責により遂行され、本市は契約に定められた方法により事業実施状況について確認を行う。

(3) 事業者と本市との責任分担

ア E S C O提案が達成できないことによる損失は、原則として事業者が負担する。ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行う。

イ 予想されるリスクと責任分担については、表2のとおりとする。

ウ 優先交渉権者が詳細協議後に、契約締結が困難になった場合及び契約締結後に本業務の継続が困難となった場合は、以下の措置を講ずる。

(ア) 企画提案書と内容が大きく乖離した場合など、優先交渉権者の責により契約ができない場合は、本市は次点交渉権者と協議を行うこととし、優先交渉権者は本市に対してそれまでに要した費用を請求できない。

(イ) 契約締結後、本市の責により事業が中止された場合は、事業者はそれまでに要した費用を上限に、本市と協議のうえ、合意した金額を請求できるものとする。

表1 公園照明灯内訳

(1) L E D灯具機器の取替対象灯数一覧

種類	ランプ (W 数)	基数	灯数
水銀灯	40	1	1
	80	1	1
	100	54	54
	200	84	84
	250	39	42
	300	54	54
	400	7	7
小計		240	243
ナトリウム灯	35	1	1
	70	5	5
	75	12	12
	110	108	108
	150	2	2
	180	19	19
	220	9	9
	230	1	1
小計		157	157

メタルハライド灯	110	1	1
	150	37	45
	180	2	2
	220	1	1
	230	2	2
	250	6	6
小計		49	57
エバーライト	57	7	7
	140	3	3
	150	1	1
	155	23	23
小計		34	34
蛍光灯	10	1	1
	13	6	6
	18	1	1
	20	6	6
	27	6	7
	28	2	4
	57	1	1
小計		23	26
既設LED灯 ※ランプ・電源装置の み交換のものが対象	4.6	1	1
	4.7	2	2
	6.9	2	2
	7.4	1	1
	24	3	3
	27.5	1	1
	28	3	3
	29	1	1
	32	2	2
	40	2	4
	48	18	18
	51	1	1
	53	6	6
	53.5	2	2
	56	4	4
	60	3	3
	67	3	3
	67.4	2	2

	68.6	8	8
	70	3	3
	72	1	1
	80	1	1
	86	4	4
	87	2	2
	88.4	1	1
	103	1	1
	110	3	3
小計		81	83
合 計		584	600

(2) 既存のLED公園照明灯数一覧

種類	ランプ (W 数)	基数	灯数
LED灯	4.3	6	6
	6.3	15	15
	6.4	14	14
	6.5	8	8
	7.9	7	7
	8	5	5
	9.6	2	4
	10.4	18	18
	12.5	1	1
	13	1	1
	16.7	1	1
	17.9	29	29
	20	3	3
	21	6	7
	25.5	1	1
	27	1	1
	30.8	5	5
	35.4	11	11
	46.1	1	1
	47.6	2	2
	49.9	6	6
	50	6	6
	51	1	1

	51.5	2	2
	56	1	1
	59	5	5
	60	1	1
	64	2	2
	68.6	3	3
	70.2	1	1
	86	3	3
	88	1	1
	88.4	13	13
	89.6	2	2
	91.8	4	4
	98	2	2
	99	1	1
	100.8	2	2
	108	1	1
合 計		194	197

※応募手続に際し、応募者が必要とする場合は、「公園照明灯一覧表」等の詳細な追加資料の提供を本市に求めることができる。

表2 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスク内容	負担者	
			本市	事業者
事業全般	募集要項の誤り	募集要項、業務仕様書の記載事項に重大な誤りがある場合	○	
	提案の誤り	本業務の提案が達成できない場合		○
	第三者賠償	調査・工事による第三者への損害賠償義務		○
	効果保証の未達	削減保証額を達成できない場合		○
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	工事・維持管理における環境の保全		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	協議	
	事業の中止・延期	事業者の帰責事由による中止・延期		○
		周辺住民等の反対による中止・延期	協議	
		本市の指示	○	
保険	E S C Oサービス期間中のリスク保証に必要な保険		○	
不可抗力	天災などによる事業の変更・中止・延期	協議		
計画・設計段階	物価変動	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響あるもの）	協議	
	設計変更	本市の提示条件・指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること	○	○
工事段階	物価変動	急激なインフレ・デフレ（工事費に対して影響あるもの）	協議	
	用地の確保	資材置き場の確保		○
	設計変更	本市の提示条件・指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完工	本市の帰責事由による工事遅延・未完工による引き渡しの延期	○	
		事業者の帰責事由による工事遅延・未完工による引き渡しの延期		○
	工事費の増大	本市の指示、承諾による増大	○	
		事業者の指示・判断の不備による増大		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良含む）		○
	一般的改善	引き渡し前に工事目的物等に関して生じた損害		○
		引き渡し前に工事に起因し施設に生じた損害		○
支払遅延・不能	本市の帰責事由による支払いの遅延・不能によるもの	○		

		計測・検証報告の遅延により支払を留保するもの		○
		省エネルギー保証行為の不履行		○
	金利	市中金利の変動		○
維持管理関連	計画変更	本市の帰責事由による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	維持管理費の増大	計画変更以外の要因による維持管理費の増大	協議	
	E S C O設備の損傷	本市の故意・過失に起因するE S C O設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因するE S C O設備の損傷		○
	市有施設・設備の損傷	事業者の故意・過失に起因する市有施設・設備の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による市有施設・設備の損傷	協議	
	第三者賠償	維持管理における第三者への損害賠償義務	協議	
	電気料金単価	電気料金単価の変動	○	
計測検証	エネルギー消費量	使用状況・稼働率等の変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
	E S C O設備の不良	E S C O設備が所定の性能に達しない場合		○
		ベースラインの調整	協議	
保障関連	性能	要求仕様不適合（施工不良含む。）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、本市の施設運営・業務への障害		○